

簡易公募型競争入札方式に準じた方式（総合評価落札方式【標準型】）
に係る手続開始の公示

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

平成 23 年 6 月 3 日

分任支出負担行為担当官

沖縄総合事務局 北部国道事務所長 上原 勇賢

1. 業務概要

（１）業 務 名 平成 23 年度名護東道路水枯渇対応検討業務

（電子入札対象案件）

（２）業務内容

当所施行にかかる名護東道路 1 号トンネル工事に伴う沢水枯渇について、因果関係、沢水利用状況の検討・確認を行ったうえで、利水者への具体的な補償内容及びその方法について検討を行い補償額の算定を行うものである。

主な業務内容は以下のとおりである。

○準備打合せ	5 回
○現地踏査	1 業務
○一般利水者の補償内容等検討及び補償金算定	1 式
・基礎的データの収集整理等	1 式
・利水者への補償の要否及びその内容の検討	1 式
・包括的補償要領の作成	1 式
・各人別補償及び組合設立型補償の適否の検討	1 式
・補償金算定	227 件
○九年又ダム（名護市）の補償内容等検討及び補償金算定	1 式
・基礎的データの収集整理等	1 式
・補償の要否及びその内容の検討	1 式
・補償金算定	1 件
○学識経験者及び有識者等からの意見聴取	3 回
○全国事例の調査及び当局事案との比較・検証	1 式

（３）本業務において、技術提案を求める評価テーマは、以下に示す事項とする。

「一般利水者への補償の要否及びその内容の検討にあたっての留意事項」

「九年又ダムの機能回復を含めた補償方法の検討にあたっての留意事項」

（４）履行期間 契約締結の翌日～平成 24 年 1 月 31 日

（５）本業務は、入札前に業務計画等に関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。また、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。

（６）本業務は提出資料、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電

子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

- (7) 本業務は、「低価格受注業務がある場合における予定主任担当者の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。
- (8) 本業務は、低入札により受注した場合、当該業務については表彰の対象としない試行業務である。
- (9) 参加表明書を提出する際に見積書の提出を求め、入札前に採用歩掛りを公表する試行業務である。

2 . 指名されるために必要な要件

入札参加者は、下記 2 - 1 に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

2 - 1 単体企業

- 1) 予算決算及び会計令 (昭和22年勅令第165号) (以下「予決令」という。) 第 98 条において準用する第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- 2) 沖縄総合事務局における平成 2 3 ・ 2 4 年度補償コンサルタント業務に係る一般競争 (指名競争) 参加資格の認定を受けている、又は申請中であること。
- 3) 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- 4) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
- 5) 別途発注済の「平成 23 年度北部国道事務所管理関係資料整理業務」、「平成 23 年度北部国道事務所改築関係資料整理 (その 1) 業務」、「平成 23 年度北部国道事務所改築関係資料整理 (その 2) 業務」の受託者 (一般社団法人沖縄しまたて協会) と資本若しくは人事面 (出向元および派遣元を含む) において関連がないものであること。

2 - 2 入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規程に抵触するものではないことに留意すること。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または更生手続が存続中の会社である場合は除く。

親会社と子会社の関係にある場合

親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記1)又は2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

2 - 3 入札参加者を選定するための基準

建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。
なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

2 - 4 参加表明書に関する要件

(1) 参加表明書の提出者に対する要件

技術力に関する要件

参加表明書を提出する者は、「補償コンサルタント登録規程」(昭和59年9月21日建設省告示第1341号)(以下「登録規程」という。)第2条第1項の別表に掲げる「事業損失部門」において登録を受けていること。

同種又は類似業務の実績

下記に示される同種又は類似業務について、平成13年度以降公示日までに完了した業務(再委託による業務の実績は含まない)において1件以上の実績を有さなければならない。

同種業務：水枯渇の事業損失に関する調査又は水枯渇の事業損失に関する費用負担の算定を行った業務

類似業務：水枯渇以外の事業損失に関する調査又は水枯渇以外の事業損失に関する費用負担の算定を行った業務

・ただし、契約金額が500万円以上の業務で発注機関は国、地方公共団体、地方公社、特殊法人、独立行政法人に限る。

実績として挙げた業務成績が60点以上であること。ただし、国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部の発注した業務(営繕事業及び港湾・空港関係、業務成績評定対象外業務を除く)以外の業務は、この限りではない。

業務実施体制

業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

中立公平性に関する要件

技術提案書の提出に参加しようとする者は、本業務の履行箇所に係る被補償者との間において、資本的・人的関係がないこと()。

「資本的・人的関係がないこと」とは、次の(ア)又は(イ)のことをいう。

(ア)会社法に基づく子会社、親会社の関係にないこと。

(イ)入札参加者自身が被補償者でないこと及び入札参加者の役員が被補償者でないこと又は技術提案書の参加者の役員が被補償者の役員を兼ねていないこと。

(2) 配置予定技術者に対する要件

予定主任担当者

予定主任担当者については下記の(ア)～(カ)全ての要件を満たす者であることとする。

(ア)下記の資格を有する者

[1]事業損失部門の補償業務管理士又は補償業務管理者の資格を有し、登録を行っている者。

(イ)下記の実績を有する者。

[1]平成13年度以降公示日までに完了した業務において、下記に示される「同種又は類似業務」の実績を1件以上有さなければならない。

同種業務：水枯渇の事業損失に関する調査又は水枯渇の事業損失に関する費用負担の算定を行った業務

類似業務：水枯渇以外の事業損失に関する調査又は水枯渇以外の事業損失に関する費用負担の算定を行った業務

・ただし、契約金額が500万円以上の業務で発注機関は国、地方公共団体、地方公社、特殊法人、独立行政法人に限る。

・職務上従事した立場は主任担当者又は担当技術者とする。

・実績として挙げた業務成績が60点以上であること。ただし、国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部の発注した業務（営繕事業及び港湾・空港関係、業務成績評定対象外業務を除く）以外の業務は、この限りではない。

(ウ)参加表明書提出期限日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）が4億円未満かつ10件未満である者。

手持ち業務とは、主任担当者、又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務。

参加表明書提出期限日現在での手持ち業務のうち、国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を4億円から2億円に、件数を10件から5件にするものとする。その上で、予定主任担当者が手持ち業務量の制限を満たすことが確認できない場合には、「競争契約入札心得について」（昭和38年4月22日付け建設省発厚第5号）第6条第9号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

また、本業務の履行期間中に予定主任担当者の手持ち業務量が契約金額で4億円、件数で10件（参加表明書提出期限日現在での手持ち業務量に、国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部の所管に係る建設コンサルタント業務等で調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合には、契約金額で2億円、件数で5件）を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該主任担当者を、以下の[1]から[4]までのすべての要件を満たす技術者に交代

させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

[1]当該主任担当者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

[2]当該主任担当者と同等の技術者資格を有する者

[3]当該主任担当者と同等以上の業務成績平均点を有する者

[4]手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者

(エ)本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、予定主任担当者とは別に、以下の[1]～[4]までのすべての要件を満たす担当技術者を1名配置することとし、低入札価格調査時にその旨が確認できる書面を提出すること。その上で、全ての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、「競争契約入札心得について」(昭和38年4月22日付け建設省発厚第5号)第6条第9号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

[1]予定主任担当者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

[2]予定主任担当者と同等の技術者資格を有する者

[3]予定主任担当者と同等以上の業務成績平均点を有する者

[4]手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者

(オ)参加表明書の提出者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、「恒常的な雇用関係」とは、参加表明書の提出日付において、雇用関係にあること。

(カ)配置予定主任担当者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと。

指名されるために必要な要件確認のため、添付を義務づけた技術資料等において、添付がなく、記載内容の確認できない時は、書類不備により、指名されるために必要な要件の確認ができないものとして失格とする場合がある。

(3) 参加表明書の提出者を選定するための評価基準

参加表明書の提出者が11者以上となった場合は、下記の1)～3)の基準に基づいて上位10者を選定する。

1) 参加表明者の経験及び能力

2) 配置予定技術者の経験及び能力

3) 業務実施体制

3. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び業務の実施方針、評価テーマに対する技術提案をもって入札をし、次の各要件に該当するもののうち下記(2)総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

1) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も良い者を落札者とすることがある。

2) 予決令第85条に基づく基準価格を下回る価格で入札を行った全ての者(以下、「調査対象者」という。)に、予決令第86条の調査(以下、「調査」という。)を行うものとする。

なお、本業務は、「低入札価格調査及び詳細な低入札価格調査(試行)対象業務」(以下、「低入札価格調査」という。)であり、低入札価格調査の詳細は入札説明書の別紙-2、3によるものとする。

3) その他測量及び地質調査業務の場合には予算決算及び会計令第85条の基準に、該当する入札を行ったものに対する契約担当官等の行なう調査にあたり、配置予定技術者のうちから、現場作業における技術上の責任を有する者として「現場責任者」を定めなければならない。

4) 上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の方法

1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値 = 価格評価点 + 技術評価点

2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点 = (価格評価点の配分点) × (1 - 入札価格 / 予定価格)

なお、価格評価点の配分点は20点とする。

3) 技術評価点の算出方法

・ 技術提案書の内容に応じ、下記 、 、 の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。なお、技術評価点の満点は60点とする。

配置予定技術者の経験及び能力

実施方針など

評価テーマに対する技術提案

技術提案の履行確実性(別紙-4)

・ 技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点 = 60点 × (技術評価の得点合計 / 技術評価の配点合計)

技術評価の得点合計 = (に係る評価点) + (技術提案評価点) × (の評価に基づく履行確実性度)

技術提案評価点 = (に係る評価点) + (に係る評価点)

4) 技術評価点における評価基準 詳細は入札説明書による

配置予定技術者

- ・ 資格
- ・ 専門技術力
- ・ 情報収集力

実施方針等（業務の理解度、実施手順）

評価テーマ

5) 総合評価は入札者の申込みに係る上記 、 、 により得られた技術評価点と当該入札者から求められる価格評価点の合計値（評価値）をもって行う。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒905-0019 沖縄県名護市大北4丁目28番34号

沖縄総合事務局 北部国道事務所 総務課 契約係

電 話：0980-52-4350

F A X：0980-52-1131

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は、電子入札システムより交付する。

交付期間： 平成23年6月3日（金）から平成23年6月16日（木）までのうち、閉庁日を除く毎日の「9時00分から18時00分まで」とする。

但し、やむを得ない事由により、書面による交付を希望する場合は、上記4.(1)担当部局にて交付するので、あらかじめ連絡すること。

なお、希望者には、郵送等による交付も行うので申し出ること。
この場合において、送料は希望者の負担とする。

(3) 参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、上記2.2-1 2)に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者及び申請中の者とする。

(4) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限： 平成23年6月6日（月）から平成23年6月16日（木）17時15分まで。ただし、発注者の承諾を得て持参あるいは郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る）する場合は、平成23年6月16日（木）17時15分までに上記4.(1)に必着とする。

提出場所： 発注者の承諾を得て持参あるいは郵送による場合は上記4.(1)に同じ。

提出方法： 電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙による場合は、持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る）。

(5) 技術提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限： 平成23年6月27日（月）から平成23年7月8日（金）17時15分まで。ただし、発注者の承諾を得て持参あるいは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）する場合は、平成23年7月8日（金）17時15分までに上記4.(1)に必着とする。

提出場所： 発注者の承諾を得て持参あるいは郵送による場合は上記4.(1)に同じ。

提出方法： 電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙による場合は、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）。

(6) ヒアリング

1) 以下のとおりヒアリングを行う。

実施場所：北部国道事務所 2階 大会議室

実施期間：平成23年7月12日（火）

ヒアリングの時間はヒアリング実施対象者に通知する。

出席者：配置予定主任担当者

ヒアリングの時間の通知日は平成23年6月24日（金）を予定している。

2) ヒアリングでは技術提案書に記載された以下の事項について質疑応答を行う。

業務の実施方針（業務の着眼点、実施方針等）について

評価テーマについて

3) ヒアリング時の追加資料は受理しない。

4) 競争参加資格を満足していない場合および提出される技術提案書等において内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない場合はヒアリングは実施しない。

(7) 指名通知の日

指名通知の日は平成23年7月27日（水）を予定する。

(8) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

提出方法： 電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。

入札日時： 電子入札システムによる場合の締め切りは、平成23年8月3日（水）17時15分まで。

持参による場合の締め切りは、

平成23年8月3日（水）17時15分まで。

開札日時：平成23年8月4日（木） 9時00分

開札場所：〒905-0019 沖縄県名護市大北4丁目28番34号

沖縄総合事務局 北部国道事務所 入札室 にて行う。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

１）入札保証金 免除。

２）契約保証金 免除。

（３）入札の無効

本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者の入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（４）手続きにおける交渉の有無 無。

（５）契約書作成の要否 要。

なお、本業務において提出された技術提案について、提案内容として採用したものについては契約書特約事項として添付する。

（６）関連情報を入手するための照会窓口 上記４．（１）に同じ。

（７）本案件は提出資料、入札等を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は、入札説明書による。

（８）詳細は入札説明書による。

（９）技術提案書（履行確実性の審査に必要な部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある（入札説明書参照）。